

緊急事態宣言再発出後の対応について

相模原総合健診センター

この度は当施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、1月7日、1都3県に緊急事態宣言が再度発出されました。

現時点において、当施設は健診8団体合同マニュアル「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」を遵守しながら健診を継続しております。

なお、今後の状況によってサービス内容等を変更させていただく場合は、ホームページにて随時お知らせ致します。

また、受診前には、下記の「健診をお受けいただく方へお願い」を必ずご確認ください。

ご不便をおかけし申し訳ございませんが、感染拡大防止のためご理解とご協力をお願い申し上げます。

「健診をお受けいただく方へお願い」

以下の注意事項をご確認いただき、ご準備をお願いいたします。

1. 健診当日、ご来所時に事前問診および検温をさせていただきます。

その結果、下記事項に該当する方は、集団感染防止のため当日の健診を延期させていただきます。

- ・風邪症状が持続している方
- ・検温で37.0度（当日健診受診中のさらなる体温上昇を考慮し、当該温度と致しております）以上の発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- ・過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- ・上記症状があり消炎解熱鎮痛剤を内服した方
- ・2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）
- ・2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
- ・新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方

※健診の途中で上記の内容が発覚した場合も、その時点で健診を中止させていただきます。

2. その他の注意事項

- ・マスクの着用をお願いします。(マスクは各自でご準備ください)
- ・当面の間、人間ドックコース受診の方にご提供しておりました昼食を休止させていただきます。
- ・肺機能検査はマスクを外しての検査となります。適切な予防策を行っても、呼吸を扱う検査ではコロナウイルス感染を完全に防止することができない可能性もあります。現在感染が拡大しており、健診等で行う肺機能検査は控えることが推奨されています。そこで、当センターにおいても肺機能検査の実施は原則休止する方針とさせていただきます。(この場合、コースセットとしての料金設定のため減額はございません)
なお、以上をご理解の上、検査の実施を希望される方はお申し出下さい。
- ・一部のオプション検査については併設の泌尿辺総合病院にて検査を行うため、病院の状況によりましては、検査の実施が困難となることもございます。

「感染予防のための施設の取り組み」

1. 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策の基本は「3密」(密閉・密集・密接)を避けることとされています。当施設でも3つの密をそれぞれを可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

2. 受診環境の確保

- ・受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間帯等を調整します。
- ・マスク(サージカルマスク、布マスク等)着用をしていただきます。
- ・速やかに問診、体温測定を行い、受診者の健康状態を確認いたします。
- ・発熱があるなど、当日の受診が不相当と判断された場合、後日体調が回復してからの再受診とさせていただきます。
- ・「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。
- ・受診者と職員はなるべく対面しないよう工夫し、適切な距離を確保するよう配慮します。
- ・室内の換気は、定期的に窓やドアを開けるなどして行います。また、個人情報保護に配慮しながら、一部のドアを開放させていただきます。
- ・受診者が触れる検査機器は受診者毎に、またロッカールーム・トイレ・ドアノブ等受診者が触れる箇所は定期的に、アルコール消毒液または次亜塩素酸水消毒液により清拭し、環境衛生に努めます。

3. 職員が感染源とならないための配慮

- ・職員は毎朝出勤前に体温測定と体調のチェックを行い「自己体調チェックシート」を提出し管理を行っております。なお37.0以上の発熱やその他体調不良を示す自覚症状を認めた場合は、出勤停止としております。
- ・すべての職員はマスクを着用するとともに、アルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
- ・職員休憩室やロッカー室も定期的な消毒を行い、職員間で感染防止に努めます。
- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、院内感染対策委員会と管理者が中心となり、保健所の指示に基づいた対応を直ちに行います。